

役員等の報酬・退職金並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本国際協力財団の定款18条及び第36条に基づき、役員等の報酬、費用弁償等について必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とし、原則週3日以上勤務する者をいい、非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費を言う。

(常勤役員)

第3条 常勤役員の年俸は次のとおりとし、個々の役員の年俸については、理事長が当財団の業務の性格、支払い能力及び各役員の経験年数、年齢等を勘案して、理事会、評議員会の承認を得て、これを決定する。

常勤役員 1,000万円以下

- 2 常勤役員のうち満65歳を超える者にかかる報酬については、相当の額を減額することができる。
- 3 常勤役員に対する退職手当は、別表第1「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式によるものとし、理事長が理事会の承認を得て決定する。
但し、永年役員として、多大の貢献をした役員については、別途功労金を、理事長が理事会、評議員会の承認を得て決定することができる。
- 4 常勤役員退職手当は、役員として2年以上円満に勤務し、且つ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(評議員並びに非常勤役員)

第4条 評議員並びに非常勤役員が評議員会、理事会、監事会等に出席したときは、日当として別表第2に定める額を支給できるものとする。

- 2 前項に拘らず、評議員に対する報酬は、定款第18条第1項に基づき各年度の総額は50万円を超えないものとする。
- 3 非常勤の理事に対する報酬は、本条第1項以外の目的については、必要の都度、

理事会及び評議員会の承認を得て支給できるものとする。但し、非常勤の理事で兼務職員の場合の、職員部分を除くものとする。

- 4 前項に係る監事の報酬は、監事の協議によって定め、評議員会の承認を得るものとする。

(費用弁償)

第5条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2. 役員等が財団の業務のため旅行したときは、別に定める旅費規程に規定する旅費を費用弁償として支給する。
3. 常勤役員を除く理事、監事及び評議員が理事会、監事会、評議員会等に出席したときは、交通費として別表第2に定める額を支給できるものとする。

(公表)

第6条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て評議員会の承認を必要とする。

(別表第1)「常勤役員退職手当の算出要領」

(算出数式) $\text{年俸} \div 12 \times \text{在職年数} \times \text{係数} (\leq 1.2)$

(尚、常勤役員の在職年数は、本財団設立登記後より開始することとする)

(別表第2)

日 当	交通費
20千円	実費

1. 平成24年4月1日施行
2. 平成27年6月22日改定
3. 平成27年12月21日改定
4. 平成30年6月22日改定